

## 新・下野市風土記

戸籍と計帳<sup>けいちょう</sup>

下野市教育委員会 文化財課

大正9（1920）年の調査開始から100年の節目を迎えた国勢調査が、10月に行われました。

調査は「国（総務省統計局）－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員－世帯」の流れで行われ、今回の調査には、全国で約70万人の方々が調査員として従事しました。

実は、国勢調査に類する調査は、飛鳥時代の終わりごろにも行われていました。今回は、当時の統計調査についてご紹介します。

## 古代における人民把握の方法

藤原不比等<sup>ふじわら ひとと</sup>や下野朝臣古麻呂<sup>しもつげの あそん こまろ</sup>らの努力によって大宝元（701）年に完成した「大宝律令」に基づき、全国の人員数を把握する調査が開始されました。

現代の国勢調査と同様に「国－郡－郷（里）－戸」の流れで調査が行われ、税や兵役のために「戸籍」と「計帳」が作成されました。

律令制下では、毎年、歴名<sup>れきみょう</sup>という帳簿が作成されました。歴名は、課税台帳としての役割と、人身把握のための戸（家族のような単位）の構成員の名簿の役割を兼ねていました。郡衙の役人が各郷を訪れ、戸別の手実<sup>てじつ</sup>（自己申告データ）に基づいて作成しました。

歴名には、住人ごとに、戸主との血縁関係、姓名、年齢、年齢区分のほか、ほくろや傷などの身体的特徴が記されました。必ず前年度の記録と比較され、戸ごとに、課税対象者と非課税対象者の人数が集計されました。

しかし、生まれ月により、集計されない新生児が発生します。手実の提出期限は毎年6月までとなっており、期限後に生まれた子は翌年の歴名に記載されます。その際は、名前・一歳緑子<sup>いちさいりょくし</sup>・生益<sup>しょうやく</sup>（新生児のこと）と記されました。緑子（緑児）は律令制下の年齢区分のひとつで、1～3歳の子を指します。

※律令では、年齢は基本的に数え年です。

## 地方と都の調査の違い

地方と畿内では、歴名の集計方法が違いました。

近畿地方以外の諸国では、各郡役所が作成した歴名が国府に集められた後、課税対象者だけを抜き出して集計した「目録」が作成されました。国（中央省庁）では、各国ごとの税収がわかれば良かったためか、目録に個人名は記されていません。

※先述の計帳は、手実・歴名・目録を指します。

これに対し、平城京の域内では、坊（条）令<sup>ほう じょう せい</sup>という法律により、京内を管理する京司が手実をとりまとめため、個人名まで記録されています。

現代に残る『正倉院文書』の中に、天平5（733）年に作成された『右京計帳』があります（ここでの右京とは、平城京の朱雀大路の西側を指します）。

そこに、右京三条三坊に本籍を有する戸主従六位上<sup>へんしじゅうろくいのじょう</sup>於伊美吉子首79歳が「下野薬師寺造司工として赴任しているので不在」と記されています。平城京からはるばる下野薬師寺に赴任するくらいですから、かなり腕利きの工人だったのではないのでしょうか。年齢から察するに、藤原京や平城京の建設にも参加したかもしれません。

## 律令制下における戸籍の役割

計帳は毎年、作成されましたが、戸籍は、6年おきに行われた班田<sup>はんてん</sup>に合わせ、6年に1度、作成されました。

戸籍に記載され、6歳になると口分田<sup>くぶんてん</sup>が支給されますが、造籍直後に生まれた子どもは6年後に初めて戸籍に掲載されることになります。

本来、初めて班田の対象となるのは2度目の戸籍に登録されたときになるはずですが、実際の班田は戸籍作成から2年遅れで6年おきという通例だったため、初めて班田を受けるときには、子どもたちは9～15歳になっていたようです。

戸籍に初めて登録された時点では、課税負担の義務はまだありません。ですが、災害や飢饉の際には、米の無償支給（賑給<sup>しんくわ</sup>）を受けることができました。

実は、律令では、想像以上に社会保障制度が整っていたのです。